第 過 疎 地 域 \mathcal{O} 市 町 村 カゝ 5 除 か れ る 市 町 村 \mathcal{O} 基 準

過 疎 地 域 \hat{O} 〉 持続的 i 発展の支援に関する特別措置法 (以下「法」という。) 第二条第一 項並びに第三条

第一 項及び第二項 (これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。 並 び

に第四十一条第一項から第三項までに規定する政令で定める収入は、 公営競技 の売得金及び売上金に係

る収 益として得られ る収入とし、 政令で定める金額 は、 兀 十億円とすること。 第 条関! 係

第二 財政力指数等の算定方法

財 、政力指数を算定する場合には、 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た各年度の 数値は、 小

数点以下五位未満 の数値を四捨五入して得た数値とするものとし、 当該数値 の三箇年度の各年度に係 る

t 0 を合算したもの の三分の一の数値 は、 小数点以下二位未満 の数値を切り捨てて得た数値とするも Ŏ

とすること。(第二条第一項関係)

人 口減少率 を算定する場合には、 小数点 以 (下四位) ま での 数値を算 出 当該 数値に つ ١ ر て小 数点 以下

位未満を順次四捨五入して得た数値とするものとし、 高齢者比率及び若年者比率を算定する場合には

小 数点以下三位 未 満 \mathcal{O} 数 値を四捨 五 入して得た数値とするも のとすること。 (第二条第二 項 舅 係

第三 市 町 村 \mathcal{O} 廃 置 l 分合: 等が あ 0 た場 一合に お け る財 政 力指 数等 \mathcal{O} 算定 方法

平成三十 年 · 四 月 日 以 降 に市 町 村 \mathcal{O} 廃置分合又は境界変更があ ったときは、 財 於政力指導 数の算定基 準と

なる基準 財 政収入額 及び 基準 財 政 需 要額 は、 合算 Ļ 又は地方交付税法第九条第二号の例によりあ ん分

して計算するものとすること。(第三条第一項関係)

昭 和 三十 五. 年十二 月二日以降 に 市 町 村 \mathcal{O} 廃 置 分合又は 境界変更が あっ たときは、 昭 和三十五 年 \mathcal{O} 人

昭 和 五. + 年 \bigcirc 人 平 成二 年 \mathcal{O} 人 口 又は 平 成二十七 年 \mathcal{O} 人 法 第四 十三条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り 法 第二

条第 項 0 規定を読 み替えて適用する場合にあって は 昭 和五 十五 年の 人 平成七年 \mathcal{O} 人口 又は 令和二

年 . (T) 人口、 法第四十三条第二項 0 規定により法第二条第 項の 規 定を読み替えて適用す る場合にあ って

は 法 第四 十三条第二項 E 規定す る 国 |勢調 査 が 行 わ れ た年 又は当該 年 から 起算して二十五 年若しくは四十

年 以 前 に お 1 · て最 近 に 国 |勢調 査 が 行 わ れ た年 Ò 人 0) 算定 方法 は、 次に ょ るものとすること。 (第三

条第二項関係)

1 廃 置分合又は境界変更によって区域を増した市町村については、 当該増加 ||区域の| 国勢調査 の結果に

よる人口を求め、 それを廃置分合又は境界変更前 の市 町村の人口にそれぞれ合算するものとすること。

2 廃 置分合又は境界変更によって区域を減じた市 町 村 に つい て は、 当該 減 少 区 域 O玉 調 査 の結果に

よる人口を求め、 それを廃置分合又は境界変更前の市 町村の人口からそれぞれ控除するものとするこ

کے

昭

町

和三十五年十月二日以降

に特定期間

合併

関 係 市

町村

(法第三条第一

項に規定する

「特定

規間

合併関

人

和

第四 市町村の廃置分合等が あった場合における特定期間合併関係市町村の人口の算定方法

係 市 村 をいう。 以下同じ。) の廃置が 分合又は境界変更があっ たときは、 昭 和三十 五 年 \dot{O} 昭

十年の人口、平成二年の人口又は平成二十七年の人口 (法第四十三条第一項の規定により法第三条第

五.

項及び第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては昭和 五十五年の人口、平成七年の人口又は

令和二年の人口、 法第四十三条第二項の規定により法第三条第一 項及び第二項 \mathcal{O})規定 を読み替えて適用

する場合に あ のっては 法第四十三条第二項 E 規定する国勢 調 査が 行 わ れた年又は 当 ī該 年 カ ら起算して二十

五. 年若しく は 四十年 以前にお いて最近に国勢調査が行わ れた年の人口) の算定方法は、 次によるものと

すること。 (第四条関係)

廃置分合又は境界変更によって区 山域を増 した特定期間 合併関係 市 町 村に っいい ては、 当該 増 加 区域 \mathcal{O} 玉

勢 調 査 \mathcal{O} 結果による人口を求 め、 それ を廃置が 分合又は 境界変更前 の市 町 村 \mathcal{O} 人口にそ れ ぞれ合算す

のとすること。

廃置分合又は境界変更によって区域を減じた特定期間合併関係市町村については、 当該減少区域 の国

勢 調 査 の結果による人口を求め、 それを廃置分合又は境界変更前 の市町村 の人口からそれぞれ控除 する

ものとすること。

第五 過疎地域とみなされる区域を含む市町村の特例

法第三条第一項若しくは第二項(これら の規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合

を含む。) 若しくは第四十一条第二項 (同条第三項にお į١ て準用する場合を含む。) の規定により 特定

期間 合併関 係市 町 村 の区 域 気を過疎: 地 域とみなして法 の規定を適用する場合又は法第四十 匝 |条第四 項 \mathcal{O} 規

定に ょ り同 項 に 規定 でする過 疎 地 域 で あ 0 た区 域 でを過ぎ 疎 地 域 とみなして法 の規定 を適用 する場 合 に は、 法

第二条第二 項 中 「 過 疎 地 域をそ \mathcal{O} 区 域とする市 町 村 (以 下 「 過 疎 地 域 \mathcal{O} 市 町 村 という。 とあ る \mathcal{O}

は 過 疎地域とみなされる区域」と、 法第六条等の規定中 「過疎地域の市 町村」 とあるのは 過 疎 地 域

とみなされる区域を含む 市町村」 と、 法第八条第 一項中 「過疎地域持 続的発展 市 町村 計 画 とある のは

過 疎 地 域とみなされ る区 域に係 る過 疎 地 域 持 続 的 発 展 市 町 村 計 画 と、 法第二十二条中 過 疎 地 域 \hat{O}

市 町村」とあるのは 「過疎地域とみなされる区域」とするものとすること。 (第五条関係)

第六 国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等

法第十二条第二項に規定する政令で定める交付金は、 児童福祉法第五十六条の 四の三第二項に規定す

る交付金とすること。 (第六条第一項関係)

法第十二条第二項の 規定により算定する交付金の額 は、 同項 の事 業に要する経費に対する通常 \mathcal{O} 玉 \mathcal{O}

交付金の額に、 当該経費について同条第一 項の規定を適用したとするならば国が負担し、 又は補言 助する

こととなる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を

加算する方法により算定するものとすること。 (第六条第二項関係)

第七 地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの

地 場産 業 に 【係る事 業又は 観光若しくは レ クリ Í ーシ ョンに関する事業を行う者で政令で定めるものは

、次に掲げるものとすること。(第七条第一項関係)

- 1 出資金額の過半を市 町村が出資することとなる法人
- 2 出 <u>資</u> 金 額の四分の三以上を市 町村及び農業協同 組合、 漁業協同 組合その他 の非営利法人が 出資する

こととなる法人

交通の確保又は産業の振興のための政令で定める市町村道、 農道、 林道及び漁港関連道は、 次に掲げ

るものとすること。 (第七条第二項関係)

1

集落と集落又は公共施設を結ぶ市町村道、

農道、

林道及び漁港関連道

- 2 産業 の振 派興に資 する施設と集落又は公共施設を結ぶ 市 町 村道
- 3 おおむね十へクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする農道
- 4 当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三十へクター ル以上の林道
- 三 地場産業 の振興に資する施設で政令で定めるものは、 技能修得施設、 試験研究施設、 生産施設、 加 工

施 設及び流 通 一販売施設とするものとすること。 (第七条第三項 く関係

匹 集落 の整 備 \mathcal{O} た 8 の政令で定める用地及び住宅は、 市 町 |村が 集落 \mathcal{O} 整備 の用に供する農地、 宅地 移

転 ·跡地を含む。)及び公共用地並びに住宅 (附帯設備を含む。) とするものとすること。 (第七条第四

五. 再 生 可 能 エネルギー を利用するための政令で定める施設は、 次に掲げるもののうち公用又は公共用に

供 するものとすること。 (第七条第五項関係)

- 1 太陽光を電気に変換するための施設又は設備
- 2 風力を発電に利用するため 0 施 設又は設備
- 3 水力を発電 配に利 用す うるため \mathcal{O} 施 設又は設備
- 地 熱を給 湯、 暖房、 冷房そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 途 に利 用するため 0 施

用

設

又は

設備

4

- 5 太陽熱を給湯、 暖房、 冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 (前二号に掲げるものを除く。 を給湯、 暖房、 冷房その他

 \mathcal{O} 用途に 利用するため \mathcal{O} 施設又は設備

7 バ 1 才 7 ス又 は バ イオ マスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、 暖房、 冷房その他の用途に

利 用 するた 8 \mathcal{O} 施 設 又 は 設 備

8 バ イオ 7 スを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

係

六

- 1 集落と集落又は公共施設を結ぶ市町村が管理する都道府県道
- 2 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設を結ぶ市町村が管理する都道府県道
- 3 林業用として継続的な使用に供される作業路
- 5 商 店 街 振 興 \mathcal{O} ために必要な共 同 利 用 施 設

4

農

業

(畜産業を含む。

林業又は漁業の

経営の近代化のための

施設

- 6 住 民 7の交通 \mathcal{O} 便に供するため の自動車 (雪上車を含む。) 及び渡船施設
- 7 除雪機械
- 8 簡易· 水 道施設及び簡易水道施設であった水道施設 (平成十九年四月 一日以後の当該水道施設に係る

簡 易水 道 事 ·業 の 廃 止 又 は変更に ょ り簡易 水道 施設でなくなったも Ō に 限る。

- 9 市 町 村 保健 セ ン ター 及び 母子 健康包括支援セ ン ター
- 10 公立の小学校、 中学校若しくは義務教育学校又は市 町村立の中等教育学校の前期課程若しくは 特別

支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備

11 公立 <u>__</u> 小学校、 中学校若しくは義務教育学校又は 市 町村立の高等学校、 中等教育学校若しくは 特別

支援学校の教員又は職員のための住宅

第八 基幹道路の指定等

法第十六条第一項の政令で定める関係行政機関の長は、 市町村道については国土交通大臣、 農道、 林

道及び漁港 関 |連道 に つい ては農林水産大臣とするものとすること。 (第八条第 項 関 係

都道: 府県 は、 市 町 '村道の 新設 又は改築に関する工事を行うときは、 当該 市 町 村道 \mathcal{O} 路 線名、 工事 区 間

工 事 の種 類及びエ 事 0 開始の日を告示するものとすること。工事の全部又は 一部を完了し、 又は 廃 止

しようとするときも工事開始の場合に準じて告示するものとすること。 (第八条第二項関係)

三 法第十六条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、 道路法施 行

令第四条第 項各号 (第二号を除く。) に掲げるものとすること。 (第八条第三項 関 係

兀 三の 都道 府県の 権 限 は、 道路法: 施行令第四 · 条 第 一項第三十八号及び第三十九号を除き、 二により 告示

する工事開 始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとすること。 (第

八条第四項関係)

五. 都道 府 温泉は、 道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号に掲げる権限を行おうとするとき

は、 あらかじめ、 当該市町村道の道路管理者の意見を聴くものとすること。 (第八条第五項関係)

六 都道府県は、 道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号、第二十四号、

第二十五号、 第三十一号、第三十二号、第三十三号又は第四十号の権限を行ったときは、 遅滞なく、その

旨を当該市 町村道の道路管理者に通知するものとすること。 (第八条第六項関係

第九 公共下水道管理者の権限の代行

都道府県は、 公共下-水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行うときは、当該公共下水道の名称、 工

事 の区域又は区間、 工事の内容及び工事の開始の日を告示するものとすること。工事の全部又は一部を

完了し、 又は廃止しようとするときも工事開始の場合に準じて告示するものとすること。 (第九条第

項関係)

法第十七条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限は、 次に掲げるもの

とすること。(第九条第二項関係)

- 1 下水道法第十五条の規定により施設に関する工事の施行について協議し、 及び当該工事を施行させ
- ること。
- 2 下水道法第十六条の規定により施設に関する工事を行うことを承認し、及び当該承認に条件を付す
- ること
- 3 下水道法第十七条の規定により施設に関する工事の施行に要する費用の負担について協議すること。
- 4 下水道法第二十四条第一 項の規定による許可を与え、 及び同条第三項第二号の規定により協議し、
- 並びに当該許可に条件を付すること。
- 5 下水道法第三十二条の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは一時使用し、又はその命じた者
- 若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれらの行為による損失の補償について協議
- し、及び損失を補償すること。
- 6 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、 又は同条第
- 二項第二号若しくは第三号に該当する場合を除き、同条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、
- 若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

7 下水道法第三十八条第四項及び第五項の規定により損失補償について協議 Ĺ 及び損失を補償 いする

こと。

8 下水道法第四十一条の規定により協議すること。

三 二の都道府県の権限は、一により告示する工事開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り

行うことができるものとすること。ただし、二の5及び7に掲げる権限は、 工事 の完了又は廃止の 日 後

に お いても行うことができるものとすること。 (第九条第三項 関 係

兀 都道· 府県は、 法第十七条第三項 の規定により二の4、 6 又 は 8 \mathcal{O} 権 限を行ったときは、

遅滞なく、

そ

 \mathcal{O} 旨を公共下水道管理者に通知するものとすること。 (第九条第四項関係)

第十 診療所の設置等に係る費用の範囲

診 療 所 の設置等 につい て国が 補助する経費の算定基準は、 厚生労働大臣が定めるものとすること。

第十条関係)

第十一 沖縄県の市町村に関する特例

沖縄 の統 計法により行われた国勢調査 の結果による市町村人口は、 法第四十一条第一項に規定する国

勢 調 査 の結果による市 町 村人口とみなすものとすること。 (第十一条第 項関! 係

沖 . 縄 \mathcal{O} 統 計 法により行 わ れ た国 |勢 調 査 の結果による市 町 村 人 П は、 法第四 + 条第二項 (同 条第三 垣

に お いて準用する場合を含む。)に規定する国勢調 查 の結果による特定期間 合併関係市 町村の人口とみ

なすものとすること。(第十一条第二項関係)

第十二 新たに過疎地域 の市 町村となった場 合 の国 \mathcal{O} 負担等に関する規定 $\overline{\mathcal{O}}$ 適 用

法第四 十三 条 \mathcal{O} 規 定に ょ 6り読 み替えて適 用す る法第二条 \mathcal{O} 規定 に より 過 疎 地 域 \mathcal{O} 市 町村として公示さ

れ た市 町 村 に つい て、 法第十二条等の 玉 \mathcal{O} 負 担 、等に関する規定を適用する場合に は、 これ 5 \mathcal{O} 規定 は

公示 の日 0) 属する年度の前年度以前の年度 の国 「庫債務負担行為に係るもの除き、 公示の日 . (T) 属する年度

 \mathcal{O} 予算に係るものから適用するものとすること。 (第十二条第一項関係

法第三条第一項若しくは第二項 (これらの規定を法第四十三条 \mathcal{O} 規定により読み替えて適用する場合

に 限る。 0 規定 に より 特定期間 合併 関 係 市 町 村 0 区域 を過疎 地 域とみなし て法 0 規 定を適 用 する場合

又 は 法第四· 十 匹 [条第 匝 項 \mathcal{O} 規定により 同 項に 規定する過 疎 地 域で あ 6 た区 域 を 過 疎 地 域とみ な して 法 \mathcal{O}

規定を適用する場合において、 過疎地域とみなされる区域として公示された区域を含む市町村について

法第十二条等の国 の負担等に関する規定を適用する場合には、 これらの規定は、 公示 の日の 属する年

度 0 前年度以前 の年 度の 玉 庫 債 務 負担行為に係るもの除き、 公示 の日の 属する年度の予算に係るものか

ら適用するものとすること。(第十二条第二項関係)

第十三 附則

この政令は令和三年四月一日から施行するものとすること。 (附則第一 条関係)

二 過疎地域自立促進特別措置法施行令の失効に伴う経過措置

法 附 則 0 規定によりなおその効力を有することとされる旧 1過疎地: 2域自立に 促進特別措置法 0 規定に基づ

く 旧 過 疎 地域自立促進特別措置法施行令の規定は、 なお効力を有するものとすること。 (附則第二条関

係)

三 法の規定が準用される特定市町村等

1 総務大臣 農林水産大臣及び国土交通大臣 は、 法附則第五条に規定する特定市町村及び特別特定市

町村を公示するものとすること。(附則第三条第一項関係

2 特定市町村 (特別特定市町村を除く。 4及び6において同じ。)は、 法第八条の規定の例により、

市 区 |町村計| 域 に 関 す 画を定めることができるものとし、 んる事 項に っつい ても 持続的 発展方針 ,及び都 当該特定市 道 足府県計| 町村を包括する都道 画に定めるものとすること。 府県はこれら Ō **附** 市 則 町 村 第三 0

条第二項関係)

特

別特定市

町村を包括する都道

府県はこれらの市

町村

の区域

に関する事項についても持続的発展

方針

3 特別 特定市町村は、 法第八条の規定の例により、 市町村計画を定めることができるものとし、 当該

及び都道 道 府県計 画 に定め るものとすること。 附 則 第三条第三項 関 係

4 \mathcal{O} \mathcal{O} 及び令和八年度以前の年度の予算に係るもので令和九年度以降の年度に繰り越されたものについて 負担等のうち、 特定 市 町 村 が 作 令和八年度以 成 ĺ た市 町 村 計 前の国庫債務負担行為に基づき令和九年度以 画 又は 特定 市 町 村 \mathcal{O} 区 |域に係る る都道 道 府 県 計 降の年度に支出すべきも 画 に基づく事 業に係 る国

5 に . 係 特 る 別 玉 特 定 \mathcal{O} 負 市 7担等 町 村 が のうち、 作 成 した 令 和 市 町 九 年度以 村 計 画 前 又は \mathcal{O} 特別特 玉 庫 債 定 務 負担行 市 町 村 為 0 区 に基づき令和 |域に係る る都 + 道 宇 府県 -度以: 計 降 画 に \mathcal{O} 年 基 金づく事 度に 支出 業

は、

同

年度

以降

ŧ

法

(T)

規定を準

用するものとすること。

(附

則第三条第四

項

関

係

すべきもの及び令和九年度以前の年度の予算に係るもので令和十年度以降の年度に繰 り越されたもの

に つい て は、 同 年 度以 降 も法 0 規 定を 準 用 す るも のとすること。 (附 則 第三条第 五. 項 関 係

6 振 興 特 促 定 進 市 区 町 |域を 村 が 1 う。 市 町 7 村 に 計 お 画 1 12 て同じ。 記 載さ れ た 内に、 産 業 お 振 7 興 て令和九年三月三十一日 促 進 区 域 法 第 八 条第 几 以前に法第二十 項 第 号に 規定する 匹 条 12 産 規 業

定する設

備

 \mathcal{O}

取得等をした者に係る事

業税、

不

動

産

取

得税若

しくは固定資産税につい

て課税免除

若

L

< は 不 均 課税、 をした場合又は 当該産 業振 興 促 進 区 域 內 に お 1 て畜産業若 しく は 水 産 業を行う個 人に

条 係 る事 \mathcal{O} 規 定 業 に 税 よる当 に 0 1 該 7 同 特 定 H 以 市 前 町 村 に 課 \mathcal{O} 基 税 免 準 除 財 若 政 収 L Š 入 は 額 不 \mathcal{O} 算定に 均 課 税 0 1 を 7 L た場 は、 合 令 和 に 九 お 年 け ·度以 る地 方交付 降 Ŕ 法 税 第 法 第 + + 厄 . 四

条 \mathcal{O} 規定を準 用するものとすること。 附 則第三条第六 項 関 係

7 前 に法 特 别 第二十四 特 定市 町 [条 村 に規 が、 定する設 市 町 村 計 備 画に記載された産業振 \mathcal{O} 取 得等をした者に係 興促進区域内 る事 業 税、 にお 不 動 産 いて令和十年三月三十一 取 得 税若 しくは 古 定資 日以 産 税

12 0 ١J 7 課 税 免除 若 L くは不 均 課 税 を L た場合又 は 当 該 産 業 振 興 促 進 区 域 内 12 お 1 て畜 産 業 若 Š

は 水産 業を行う 個 人に 係 る事 業 税 に 0 V て 同 日 以 前 に 課 税 免 除 若 L Š は 不 均 課税 を L た 場 合に お け

る地方交付税法第十四 条 の規定による当該 特別特定 市 町 村 7の基 準 財 政収 入額 \mathcal{O} 算定につい ては、 令和

十年度以降 ŧ 法第二十四条 の規定を準用するものとすること。 (附則第三条第七 項 関 係

8 総 務 大臣 農林 水産大臣 及び 国土交通 大臣 は、 法附 則第六条第一 項、 第七 条第 項又は 第八条第

項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域及び法附則第六条第二項、 第七条第二項又は第八条

第二項に規定する特別特定市町村の区域とみなされる区域を公示するものとすること。 (附則第四条

第一項関係)

9 特 定 市 町 対の区域とみなされる区域 (特別 所特定市 町村の区域とみなされ る区域を除く。) を含む市

区 .域とみなして2、 4及び6を適用するものとすること。 附 則第四条第二項関係)

特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村については、 当該市 町村を特別特定市町村と

10

町

村

に

. つ

, \

て

は、

当該

市

町村を特定市

町

村

(特別:

特

定市

町

村を除く。)

と、

当

該区

域を特定市

町

村の

当該 区 域 を特別 別特定市 町村 の区域とみなして3、 5及び7を適用するものとすること。 (附則第四

条第三項関係)

11 法附 則 第五条 (法附) 則第六条第 項、 第七 条第 項又は第 八条第 項 の規定により適 用する場合に

限 る。 の規定により法第十二条等の規定を準用する場合において、 これらの規定中 「市町村計 画

とある 0 は 「特定· 市 町 村の区域とみなされる区域 に係る市町 村 計 画 と読み替えるものとすること。

(附則第四条第四項関係)

12 法附 則第五条 (法附則第六条第二項、 第七条第二項又は第八条第二項の規定により適用する場合に

限る。) の規定により法第十二条等の規定を準用する場合においては、 これらの規定中 「市町村 計 画

とあ る Oは 特 別特定市 町 村 の区域とみなされる区域に係る市町村計画」 と読み替えるものとする

こと。(附則第四条第五項関係)

四 その他関係政令の改正

この 政令の 制定に伴い、 土地改良法施行令、 公営住宅法施行令、 森林法施行令、 国有 財産特別措置法

施行令、 消防 法施 行令、 農業協同 同 組合法施行令、 内閣 府におい て経費の配 <u>1分計</u> 画に関す る事 務を行う事

業等を定める政令、 労働 者派遣事 ·業 の 適 正 な運 営営 \mathcal{O} 確 保及び派遣 労働者 の保護等に関す る法 律 施 行令、

介護 保 険 法 施 行令、 総務 3省組織 令、 農林・ 水 産 省 組 織 令 及び 国土交通省組 織令について、 所要の改正を行

うものとすること。(附則第五条から附則第十九条まで関係)